

(令和8年4月1日改定版)

船橋市中小企業融資制度のご案内

市では、市内の中小企業の振興を図り、活力ある地域経済社会をめざして、融資制度を設けています。

1. 利用できる中小企業者

中小企業信用保険法に従い、資本金（出資金）または従業員数のいずれか一方が該当する個人または法人

業種	資本金（出資金）	従業員
製造業、その他（※1）	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業（※2）		900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業		100人以下
旅館業		200人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
医業を主たる事業とする法人	—	300人以下（個人は100人以下）
特定非営利活動法人（NPO法人）	—	業種により上記の基準を参照

※1 その他は、建設業、不動産業、運送業、倉庫業、出版業、保険媒介代理業、自動車整備業、旅行業等
※2 自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く

2. 申し込みから融資開始まで

- ① 申込者は金融機関へ融資の申し込みをします。（取扱金融機関は、制度一覧表を参照。）
- ② 受付した金融機関が、市と千葉県信用保証協会に申し込みに必要な書類を提出します。
※提出書類：裏面船橋市中小企業融資制度提出書類一覧表のとおり
※書類受付後、市の審査期間として3週間から1か月程度のお時間をいただきます。余裕をもってお申し込み下さい。
- ③ 市は千葉県信用保証協会に対し、融資の保証審査依頼をします。
※ 書類に不備がある場合は、保証審査依頼はしません。
- ④ 千葉県信用保証協会は、審査後、信用保証について市と金融機関に回答します。
※ ③の保証審査依頼をしないと信用保証の回答はされません。
- ⑤ ④で保証決定された場合、市が要件を再確認後、金融機関に資金の貸付実行依頼をします。
- ⑥ 金融機関は、⑤の市からの実行依頼を確認した後に、申込者に貸付を開始します。
- ⑦ 金融機関は、市へ貸付報告書を送付します。

3. 対象外業種またはご利用になれない方

- ◆ 農林・漁業・宗教法人・その他信用保証協会において不適当と認める業種。
- ◆ 信用保証協会に求償債務を負担している主債務者またはその連帯保証人になっている方。
- ◆ 銀行取引停止処分を受けている方。
- ◆ 法令上の手続きを怠っている方。
- ◆ 信用保証協会の保証が得られない方。

千葉県信用保証協会 本店
住所 千葉市中央区中央4-17-8
千葉県自給会館
電話 043-221-8111

千葉県信用保証協会 松戸支店
住所 松戸市本町7-7-10
ちばぎんビル4階
電話 047-365-6010

4. 信用保証協会について

中小企業の皆様が金融機関から事業の経営に必要な資金の融資を受ける場合、その貸付金等の責務について保証することを主業務として、中小企業に対する金融の円滑化を図ることを目的とした公的機関です。

5. 経営相談（原則として、創業後1年末満の融資申込者は、経営相談を受けることが必要です。）

- 創業、経営、税務などについて、中小企業診断士が無料で相談に応じます。
- ◇ 相談日 毎月3回目の火曜日（祝日除く）午後1時から4時。各回1者。全3回。
 - ◇ 場所 市役所本庁舎4階 商工振興課 ほか
 - ◇ お問い合わせ・予約 電話 047（436）2475 **※予約必須**

6. 船橋市資金繰り円滑化借換融資制度について

現在ご利用中の複数の市制度融資資金を、普通事業資金または、特定中小企業者対策資金への借換えにより一本化することで、月々の返済額の軽減を図ることができます。また、借換え額に新たな事業資金を上乗せすることができます。**※ 以下の場合には借換への対象になりません。**

- ◇ 市の制度融資以外の資金からの借換え
- ◇ 融資期間の延長を行っている資金の借換え
- ◇ 責任共有対象資金から責任共有対象外への借換え
- ◇ 既に借換えを行った資金を含めた新たな借換え
- ◇ 借換え後の返済額が軽減されていない借換え
- ◇ 返済が一括払いによる資金及び返済が据置期間中である資金の借換え
- ◇ 借換え元の資金が一つである借換え
- ◇ 更正・再生・破産等の申立てをしている者及び既往借入金について契約
- ◇ その他、要綱に定める要件に該当しない場合
- ◇ おりの返済をしていない者

7. お問い合わせ先

船橋市 経済部 商工振興課 経営労政係（〒273-8501 船橋市湊町2丁目10番25号）
電話 047(436)2475 / FAX 047(436)2466 / メールアドレス shokoshinko@city.funabashi.lg.jp

船橋市中小企業融資制度提出書類一覧表

◎印の付いている書類は、市の指定用紙です。必ず原本を提出してください。◇印の書類はコピーでも構いません。

○印の付いている書類は、信用保証協会の指定用紙です。※下記以外の書類を提出していただく場合もあります。一度提出していただいた書類はお返しできません。**※マイナンバーの記載のある書類は、マイナンバー部分を消してご提出ください。**

No.	個人	法人	NPO法人	必要書類	種類	備考
1	●	●	●	◎ 船橋市中小企業資金融資申込書	1	印は印鑑登録証明書に記載のものを押印
2	●	●	●	◎ 融資資金使途詳細内訳表	1	
3		●	●	◎ 連帯保証人の納税に係る誓約書	1	個人についても保証人を付す場合は必要
4	●	●	●	○ 信用保証委託申込書一式（「信用保証委託申込書・保証人明細・申込人概要・信用保証依頼書」		の写し）
5	●	●	●	◇ 印鑑登録証明書（申込者・保証人）	1	
6		●	●	【保証人を付ける場合】 ◇ 市区町村民税及び固定資産税（船橋市及び主たる住所地）の納税証明書等の写し（申込年度及び 申込前年度分） ※市が融資関係書類を受け取りし日時点で到来している納期後に発行したものであることが必要です。特に原則翌月 10 日までが納期限である個人住民税の特別徴収については、発行日にご注意ください。（例：保証人が特別徴収にて納付している申込人の書類受取日が 4 月 13 日 → 4 月 10 日に納期を迎えているものがあるため、4 月 11 日以降に発行した納税証明書の写しが必要となります。） ※納税証明書に納付を確認できない額が表示されている場合、確認できない額分の「①領収書等の写し」、又は、「②口座引き落とし記載の通帳の写し（表紙の写しも添付）」、もしくは、「③特別徴収で上記①②により証明する場合は法人あてに送付された『本年度市民税・県民税特別徴収税額の通知書』の写し」を併せて提出してください。 【保証人を付けない場合】 ＜①信用保証料の上乗せなし＞ ○◇ 「金融機関との連携により経営者保証を不要とする取扱い」 確認書等 ＜②信用保証料の上乗せあり＞ ○◇ 事業者選択型経営者保証非提供制度要件確認書兼誓約書の写し	各1	年度当初納期未到来により申込年度分の納税証明書等が発行されない場合は、申込前年度分のみ提出 個人についても保証人を付す場合は必要
7	●	●	●	◇ 許認可業種の場合は許可書 ・ 証明書等の写し	1	有効期間内であること
8	●	●	●	◇ 設備資金の場合は見積書・カタログ・設計書 等	1	
9	●			◇ 住民票又は在留カードの写し（在留資格及び期限・就労制限の有無が確認できるものとなります。申込人又は保証人が外国人の場合、返済期間が在留期限内であることが必要です。）	1	法人についても保証人が外国人の場合は必要
10	●	●		◇ 直近1期分の決算書もしくは確定申告書の写し ※個人は確定申告書、法人は決算書を提出してください。ただし、事業を開始してから1年未満である等で、事業に係る決算書や確定申告書を作成していない場合は不要とする場合があります。その場合は資金使途の確認のため、試算表等を提出してください。	1	電子申告時の受信通知等、税務署に提出したことを証する書類が必要
11	●	●		◇ 履歴事項全部証明書	1	登記官印のあるもの
12	●	●		◇ 船橋市に市民税を納付したことが分かる直近の納税証明書もしくは領収書の写し ※個人は市民税、法人は法人市民税を提出してください。ただし、事業を開始してから1年未満である等で、事業に係る市民税を納付していない場合は不要とする場合があります。その場合は事業をされていることの確認のため、開業・廃業等届書、法人設立等申告書等の写しを提出ください。	1	※ 非課税の場合 は下記のとおり 個人：非課税証明書 法人：法人市民税が减免されていることを証する書類
13	●	●	●	【船橋市融資制度に初めて申込み者】 ◎ 新規申込者に係る実態確認書（金融機関記載）	1	
14	●	●	●	【創業支援資金申込者】 ◎ 創業支援資金申込者の納税に係る誓約書 ◎ 個人事業の開業・廃業等届出書、法人設立等申告書等の写し ※市外在住の個人は「◇ 主たる住所地の市区町村民税及び固定資産税の納税証明書等の写し（申込年度及び申込前年度分）」が必要です。	各1	年度当初納期未到来により申込年度分の納税証明書等が発行されない場合は、申込前年度分のみ提出
15	●	●	●	【下表★に該当する者】 ◇ ⑧認定書等の写し・◇ ⑩被災証明書（火災の場合は罹災証明書）の写し・◇ ⑯表彰状の写し・◇ ⑰証明書等の写し・○ ⑱創業・再挑戦計画書（信用保証協会に提出しない場合は不要） ○ ⑲建設業の宣誓書	1	
16	●	●	●	【借換え目的の申込者】 ◎ 借換え申請書兼借換え対象者確認書 ◎ 返済同意書（他行融資含む借換えの際に必要）	1	
17		●		◇ 事業報告書等：特定非営利活動促進法第28条に規定する次の書類 「事業報告書」・「計算書類（活動計算書及び貸借対照表）及び財産目録」（活動計算書及び貸借対照表等の計算書類は、複式簿記を基本とする「NPO法人会計基準」（NPO法人会計基準協議会公表）に準拠したもの。）「年間役員名簿」・「社員のうち10人以上の者の氏名及び住所を記載した書面」	各1	
★No.15の提出が必要な者				◎ 特定中小企業者対策資金申込者	◎	被災証明書を受けた者
				◎ 船橋市障害者雇用優良事業所表彰を受けた事業者	◎	
				⑬ 船橋市の創業支援等事業計画に基づく特定創業支援等事業を修了したことを市長が認める創業者	◎	
				◎ 創業支援資金申込者	◎	建設業の軽微工事請負業者

船橋市中小企業融資制度一覽表

全資金共通の融資申込要件

- ① 市内に事業所を有し、同一の事業を市内で1年以上継続して営んでいること。ただし、創業支援資金を除く。※法人組織への改組等をした場合は改組等前の事業歴を含みます。事業、資産及び負債等を承継していることが条件です。
- ② 申込者が船橋市税を滞納していないこと。ただし、創業支援資金の申込者は市区町村税の滞納がないこと。連帯保証人を付す場合は、連帯保証人が市区町村税の納税者で滞納していないこと（分納の未納は滞納とみなします）。
- ③ 千葉県信用保証協会の信用保証を受けられること。

資金用途の制限

市内事業所の設備及び運転資金に限ります。土地の取得資金、税金の支払資金、借入金の返済資金、代表取締役を含む役員報酬、生活・住宅・投機に係る資金としては申込みできません。

設備資金

設備資金の申込限度額は、見積金額の9割以内です。融資貸付実行前に着手金等を支払った場合は、着手金を除いた額の90%以内が申込限度額です。融資後、設備購入金額が融資決定金額を下回る場合、一部償還していただく事になりますので、申込時には最終的な見積書を提出してください。

また、融資貸付実行後、市より「設備完了届、領収書又は振込依頼等の控えの写し、自動車検査証及び自動車検査記録事項等の写し(車両購入の場合)」の提出を依頼しますので、記入の上、必ずご提出ください。

★車両購入は、下記①～④のいずれかに該当する（事業用であることが客観的に明らかである場合）に申込み可能です。

- ① トラック、タクシー等（緑ナンバー等）
- ② 工事・福祉用車両（パワーショベル等）
- ③ 商用車（ナンバーが1(普通貨物)、2(11人以上普通乗用)、4(小型貨物)であること。）、④車検登録が法人名である

資金名	融資申込対象者・特記事項	融資限度額 ※各資金合計 8,000万円以内	資金用途	返済期間	償還方法	融資利率 (固定金利)	保証人 及び 担保	利子補給率	信用保証料 (注6)	信用保証料補給 (注3,4)	金融機関 責任共有 (注1)	取扱金融機関							
小口零細企業資金 【一般保証】	1. 上記申込要件をすべて満たすこと。 2. 常時使用する従業員が20人以下（商業又はサービス業（宿泊業・娯楽業を除く）にあつては5人以下）の会社及び個人であること。 3. 保証協会の利用残高が総額2,000万円以下の者。 4. 特定非営利活動法人（NPO法人）は除く。	2,000万円以内	運転	7年以内	◆元金均等・割賦償還 据置期間は1年以内（短期運転資金は10か月以内） 一括返済の場合は1年未満（短期運転資金は10か月以内）	1年以内	◆必要となる場合がある	1.0%	信用保証協会にて保証料率を決定	◆信用保証協会が決定した保証料の保証料率が1.35%を超えた場合、決定保証料率から1.35%を減じて算定した額を補給（保証料率は、信用保証協会が申込人に発行する「信用保証決定のお知らせ」に記載）	対象外	船橋 船橋北口 西船橋 津田沼 高根台 習志野台 二和向台 中山 小室 薬円台 津田沼駅前 鎌ヶ谷 白井 実叡 八千代 緑が丘							
普通事業資金 【一般保証】	1. 上記申込要件をすべて満たすこと。 ※ 普通事業資金の年度内利用回数は3回まで	5,000万円以内	設備	10年以内		1年超え			2.0%			一定料率 0.80%	保証料率表	対象	◇京葉銀行（支店名） 船橋 船橋駅前 北習志野 二和向台 新船橋 高根 馬込沢 中山 津田沼 藤崎 実叡 八千代 緑が丘 鎌ヶ谷 新鎌ヶ谷 白井				
設備改善資金 【一般保証】		3,000万円以内	設備	10年以内		3年以内							年2.1%		責任共有対象 責任共有対象外	◇千葉興業銀行（支店名） 船橋 夏見 薬円台 中山 原木中山 津田沼 習志野 鎌ヶ谷 白井 勝田台 新八千代 八千代 花見川 米本 村上 八幡			
個人による創業や新たに会社を設立する場合	1. 個人が新たに市内で事業を開始すること。または、事業を営んでいない個人が新たに設立する会社が市内で事業を開始すること。 2. 市内で事業を開始した日以後5年を経過しておらず、かつ、引き続き市内に事業所を有すること。 3. 原則として創業して1年未満のものは、市で行う経営相談を受けること。（もしくは、特定創業支援等事業の修了でも可。） 4. 特定非営利活動法人（NPO法人）は除く。	2,000万円以内	運転	5年以内		3年超え							2.0%		一定料率 0.80%	一定料率	対象外	◇東京東信用金庫（支店名） 船橋 馬込 三咲 津田沼 本八幡	
創業支援資金 【創業関連保証】			設備	7年以内		5年以内												年2.3%	◇千葉信用金庫（支店名） 三山 津田沼
特定中小企業者対策資金 【セーフティネット保証、東日本大震災復興緊急保証】			運転	7年以内		5年超え												7年以内	年2.6%
災害復旧資金 【一般保証、災害関係保証】	1. 上記申込要件をすべて満たすこと。 2. 市が発行する被災証明書（火災の場合は罹災証明書）を受けていること。	1,000万円以内	運転	7年以内		7年超え							2.0%		(注2)①	上記保証料率表	(注2)②	対象	◇みずほ銀行（支店名） 船橋 西船橋 津田沼 鎌ヶ谷（ご相談窓口：法人営業オフィス）
短期運転資金 【一般保証】			運転																1年以内
	1. 上記申込要件をすべて満たすこと。	1,200万円以内	運転	1年以内														対象	◇りそな銀行（支店名） 船橋 津田沼 北習志野
																			対象
													対象		◇きらぼし銀行（支店名） 船橋				
											対象	◇商工組合中央金庫（支店名） 千葉							
											対象	◇常陽銀行（支店名） 船橋							

利子・信用保証料補給制度

市では、船橋市中小企業融資制度等利用者の費用負担を軽減するため、利子・信用保証料補給を実施しています。

本融資制度分	
要件	1. 市内に事業所を有し、同一の事業を引き続き営んでいること。 2. 融資を受けた対象資金の返済を延滞していないこと。 3. 市税を滞納していないこと。
対象額	融資を受けた対象資金の全額
期間	対象資金の融資期間
補給率	上記一覽表のとおり

(注) ※条件変更により延長した期間の返済に係る利息・保証料は対象外です。
※利子補給率が融資利率を上回ることはありません。

対象者には毎年1月より順次申請書等を送付いたします。
申請がない場合は補給されません。

(注1) 責任共有が「対象外」の資金は、金融機関に対し信用保証協会が信用リスクを100%保証します。「対象」の資金は、信用保証協会が80%の保証をし、20%は金融機関が負担します。

(注2) 災害関係保証が適用される場合、①利子全額補給、②保証料率0.8%、③責任共有対象外となります。

(注3) 船橋市障害者雇用優良事業所表彰を受けた際の表彰状の写しを添付した場合、信用保証料は全額補給となります。

(注4) 船橋市の創業支援等事業計画に位置付けられた特定創業支援等事業を修了したことを市長が証明する書類の写しを添付した場合、創業支援資金についての信用保証料は全額補給となります。

(注5) **特定中小企業者**（中小企業信用保険法第2条第5項に係るセーフティネット保証）とは、取引先企業等の倒産、特定業種の業況悪化、取引金融機関からの借入れ減少（いずれも経済産業大臣が指定した企業・業種・金融機関）、取引金融機関の破綻、自然災害等により、経営の安定に支障を生じていると市区町村長が認定した企業です。1号から8号までの認定があります。詳細は、中小企業庁のホームページをご覧ください。

(注6) 保証料上乗せによる経営者保証の提供を不要とする信用保証制度の上乗せした保証料率については補給対象外です。